

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

「職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究」

分担研究報告書(令和3年度)

産業歯科保健に従事する者に対する質問紙調査に関する研究

分担研究者 澁谷智明 （株）日立製作所京浜地区産業医療統括センタ歯科医師
労働衛生コンサルタント・産業歯科医

研究要旨

現在、事業所での歯科口腔保健活動の推進が望まれるが、口腔保健指導の研究報告は国内外でほとんど見受けられない。そのため、職場での歯科口腔保健サービスを推進する上での課題を整理して、今後の活用方法を確立する上で、まずは現状の把握が必要である。

そこで職域において歯科口腔保健活動を行っている日本産業衛生学会歯科保健部会および労働衛生研究協議会に所属する会員にアンケート調査を行った。

その結果、各会員が事業所で行っている活動としては、歯科健診、講演・セミナーや歯科特殊健診が多く、従業員のヘルスリテラシーが向上して口腔および全身の健康状態を良好に保つことができ、医療費や労働損失の軽減にも貢献できると考えていた。

一方、口腔に無関心な、あるいは関心はあるがまだ実行できていない従業員にどうアプローチしていけば良いかという課題を考えていた。その中で、歯科口腔保健活動行うことで歯科医院への受診率や歯科健診の参加率の改善が図れることやプレゼンティーズムなどを評価指標として用いることを事業所・健康保険組合や産業保健スタッフに理解してもらうことが大切であると各会員は考えていた。そのため事業所・健康保険組合や産業保健スタッフへ歯科口腔保健活動を行うことでの従業員のみならず、事業所へのメリットも積極的に伝えていく必要があることが示唆された。

A. 研究目的

現在、事業所での歯科口腔保健活動の推進が望まれるが、事業所における口腔保健指導の研究報告も国内外でほとんど見受けられない。そのため、職場での歯科口腔保健指導の推進事例を収集、分析して職場での歯科口腔保健サービスを推進する上での課題を整理して、今後の活用方法を確立す

るうえで、まずは現状の把握が必要である。

そこで今回、職域において歯科口腔保健活動を行っている日本産業衛生学会歯科保健部会および労働衛生研究協議会に所属する会員にアンケート調査を行ったので、その結果を報告する。

B. 研究方法

1 調査の対象者

日本産業衛生学会産業歯科保健部会（以後歯科保健部会）または労働衛生研究協議会に所属する会員。なお、両会に所属している者は労働衛生研究協議会員として、調査を行った。

2 調査の方法

本研究責任者、研究分担者および研究協力者間での話し合いで作成した、質問紙（表1）を郵送することにより実施した。

主な質問内容

- 1) 氏名及び所属・職種
- 2) 事業所での歯科口腔保健事業の従事経験（過去3年）
- 3) 紹介できる推進事例
- 4) 事業所の歯・口の健康保持に関するサービスのメリット、改善点
- 5) 事業所での歯・口の健康保持に関するサービスの評価指標
- 6) サービスを今後普及させるうえで考えている対応

計 364 通（歯科保健部会員 155 通、労働衛生研究協議会員 209 通）

3 実施時期

2021 年 11 月 1 日～12 月 4 日。

4 倫理面への配慮

本研究は東京歯科大学倫理審査委員会の審査を経て承認を得ている。

C. 研究結果

回答人数：歯科保健部会員：48 名、労働衛生研究協議会員 56 名（回収率 27%）

1. 所属する学会・職種等（重複可）

1) 所属学会

(1) 歯科保健部会員（図1）

「日本産業衛生学会 45 名、日本口腔衛生学

会 7 名、日本歯科衛生学会 5 名、日本労働衛生研究協議会 4 名、日本歯科衛生教育学会 2 名、日本公衆衛生学会 2 名、日本口腔外科学会 1 名、日本顎関節学会 1 名、日本口腔顔面痛学会 1 名、日本歯科心身医学会 1 名、日本口腔内科学会 1 名、日本歯科麻酔学会 1 名、日本補綴歯科学会 1 名、日本口腔ケア学会 1 名、日本ヘルスプロモーション学会 1 名」

産業衛生学会が多く、次いで口腔衛生学会に所属している者など衛生関係の学会に所属している者が多かったが、歯科の各臨床系の学会に所属している者もいた。

(2) 労働衛生研究協議会員（図2）

「日本労働衛生研究協議会 55 名、日本産業衛生学会 35 名、日本口腔衛生学会 7 名、日本公衆衛生学会 4 名、日本歯科衛生士会 3 名、大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会 2 名、日本歯周病学会 2 名、日本労働衛生コンサルタント会 2 名、NPO 法人健康開発科学研究会 1 名、近畿中国四国日本労働衛生コンサルタント会（京都支部も含む）1 名、日本歯科医療管理学会 1 名、日本障害者歯科学会 1 名、日本補綴歯科学会 1 名、日本口腔外科学会 1 名、日本歯科保存学会 1 名」

労働衛生研究協議会や産業衛生学会に所属している者が多く、次いで口腔衛生学会に所属している者が多かった。またこちらも歯科の各臨床系の学会に所属している者も含まれていた。

2) 職種

(1) 歯科保健部会員（図3）

「歯科診療所の院長 14 名、大学・公的機関 12 名、事業所勤務 7 名、労働衛生コンサルタント 7 名、歯科診療所勤務 6 名、その他

の病院 4 名、大阪歯科労働衛生コンサルタント会員 1 名、労働衛生機関 1 名、専門学校講師 1 名」

歯科医院の院長や大学、公的機関の勤務者が多かった。また、労働衛生コンサルタントや事業所勤務の者も、含まれていた。

(2) 労働衛生研究協議会員 (図 4)

「労働衛生コンサルタント 45 名、歯科診療所の院長 44 名、歯科診療所に勤務 8 名、事業所勤務 5 名、学会理事・ケアマネジャー 1 名、糖尿病協会関連歯科医師 1 名」

歯科診療所の院長が歯科保健部会と同様に多かったが、歯科保健部会員と比較して、労働衛生コンサルタントが非常に多かった。

2. 事業所での歯・口の健康保持に関するサービスの主な従事内容 (2018 年 4 月～2021 年 3 月)

1) 歯科保健部会員 (図 5)

「1 一般歯科健診 (海外渡航前歯科健診を含む) 17 名

2 講演セミナーやイベント 8 名

3 歯科特殊健診 3 名

4 歯科診療 2 名

5 ワクチン接種 1 名」

一般歯科健診が一番多く、次いで講演セミナーやイベントが多かった。

2) 労働衛生研究協議会員 (図 6)

「1 一般歯科健診 (海外渡航前歯科健診を含む) 21 名

2 歯科特殊健診 14 名

3 講演セミナーやイベント 11 名

4 歯科診療 2 名」

歯科保健部会同様に一般歯科健診が一番多く、講演セミナーやイベントも多かったが、歯科保健部会と比べて歯科特殊健診が多かった。

3. 事業所での歯科口腔保健サービスを進めるための推進事例 (事例集作成可能): 自由記載

1) 歯科保健部会員

「e-ラーニング (歯とお口の健康)

歯科版重症化予防としての歯科衛生士によるオンライン面談 (歯科衛生士が実施)

歯科衛生士による除石、歯科保健指導、歯科医師による歯科健診

全国で実施可能な歯周病検査と情報提供

某健保実施の予防歯科プログラム

事業所内歯科診療所の設置と就業時間内のブラッシング指導、歯科相談の受診の普及
新入社員への歯科健診、リスクに対応した歯科保健指導

禁煙支援、啓発 (歯科検査を含む)

「生活歯援プログラム (日本歯科医師会)」を用いた取り組み

産業医や保健師との徹底したコミュニケーションニーズヒアリング及び歯科健診の目標の明確化と事後評価、口腔からみるストレスチェック、かかりつけ評価

当社歯科健診・出前教室

歯科医療職がない職場への歯科出張セミナーや WEB でのセミナー

従業員への歯科関連リーフやヘルスアップレターの配信

歯科出張セミナー」

歯科健診、口腔保健指導やセミナーなど事例集作成可能な様々な事例があった。この中で WEB を使用したセミナーや面談といった新しいものも見られた。

2) 労働衛生研究協議会員

「日本歯科医師会パンフレット

喫煙に対する歯肉メラニン沈着の実態調査
歯科予防プログラム、Web による e-ラー

ニングプログラム・オンラインセミナー
県歯科医師会で実施している口腔機能健康測定

健口、歯科口腔保健指導

健診時のワンポイントに基づく口腔内経年的変化

口腔機能健康測定法（県歯科医師会独自の2色ガムとペリオスクリーンを用いた検査）・出前教室」

歯科保健部会と同様に歯科健診、口腔保健指導やセミナーなど事例集作成可能な事例が多々あった。

4. 事業実施に伴うメリット及び今後、改善すべき点

1) メリット

(1) 歯科保健部会員

「企業イベントとして歯のことを伝えることができる

口腔内の健康の保持増進

労働損失の減少

歯科受診行動の増加

医療費の減少

生活習慣および生活習慣病の改善

事業主に対しての従業員の快適な労働環境作り

従業員全員を対象とできる」

従業員の口腔内や全身の健康の保持増進および労働損失や医療費の減少などができるというメリットがあると考えていた。

(2) 労働衛生研究協議会員

「対象把握が確実、対象が比較的均一な性格をもっている

意識を高める、担当者と問題点を検討できる

くりかえし実施することで健康意識（口腔と全身との関係も含め）が定着する

法定の歯科特殊健診をしっかりと実施することで企業の信頼が得られ職域健診を実施する足がかりになる

酸蝕症の早期発見」

歯科保健部会員と同様に、従業員の口腔と全身の健康の保持増進を考えている者が多かったが、酸蝕症が対象となる歯科特殊健診など法律上の義務の面からもメリットも考えていた。

2) 今後改善すべき点

(1) 歯科保健部会員

「無関心層へのアプローチが難しい

関心はあるが、まだ実行に移していない従業員にどう対応するか

事業所の協力が少ない

歯科健診の時間確保（特に中小企業）

法的根拠があいまいなため歯科事業の継続が困難

費用対効果を出すのが難しい

事業所や健保側は受診勧奨ありきの考え、

目的にしているところが多い

歯科健診結果を個々ではなく、事業所として活用することが難しい

継続させるためのエビデンスの蓄積

健診より保健指導（全身との関係も含め）の充実

できるだけ個人へ向けてこまめな情報発信

企業の産業医、保健師、健保組合等と連携
歯科健診は一般健康診査と同日に行うこと」

無関心層や意識はあるがまだ実行していない層へどうアプローチするか、法的な根拠がないため、事業所や健康保険組合との連携が難しいなどの課題が考えられた。

(2) 労働衛生研究協議会員

「事業者が歯科保健に取り組む意思にさせることに困難さがある。特にその継続は

予防歯科の意識、できるだけ歯科健診（又は検診）意識を高めるサービスを考える
産業医、産業保健師、安全衛生スタッフの理解の有無・実行する歯科医師の産業保健に対する理解と意識

セミナーなどだと限定された人数のみへのアプローチとなる

健診のみで保健指導を行わない

事前契約の明確化

正しく特殊健診ができる歯科医師が少なく需要に応えられていない

事業所健診が来院型だとほとんどなく、訪問型や輪番制だと回ってこない

労働衛生のしおりに歯・口腔のページを作り口腔保健に取り組む必要性を事業者に知らせる

特殊健診に関するひな型がない

地元の歯科医師ではなく、健診業者の健診ではその後の健康につながらない。

産業保健では実施する事業所の内容によってサービスを変化させる必要があること、ダイバーシティの考え方が必要

時間やコストパフォーマンスを考慮して的確な保健指導をし、行動変容につなげるための新しい健診を検討する」

継続的な口腔保健活動行うことの重要性を事業所に理解させることのみでなく、産業医・保健師や安全衛生担当者との連携などの困難さを考えていた。また、歯科医師側が歯科特殊健診を十分に理解していない場合があることも挙げられていた。

5. サービスを、普及定着させていく上で、実施後の評価を行う場合の指標

1) 歯科保健部会員（図7）

「ヘルスリテラシーやセルフケア率（歯磨き、歯間清掃、舌清掃など）11名

歯科健診の参加率 10名

口腔内の状態（う蝕、歯周病など）10名

歯科受診率 9名

歯科医療費 6名

労働損失 4名

その他（事業所へのメリット、従業員の満足度、健保の違い等）5」

様々な指標が示されたが、ヘルスリテラシーやセルフケア率、歯科健診参加率、口腔内の状態や歯科受診率が高かった。また、歯科医療費従業員の満足度や労働損失などが複数人で挙げられていた。

2) 衛生研究協議会員（図8）

「ヘルスリテラシーやセルフケア率（歯磨き、歯間清掃、舌清掃など）11名

口腔内の状態 8名

歯科受診率 8名

歯科健診の参加率 7名

歯科医療費 2名

労働損失 2名

その他（事業所へのメリット、従業員の満足度、健保の違い等）6名」

歯科保健部会員と同様にヘルスリテラシーやセルフケア率、歯科受診率、口腔内の状態や歯科健診の参加率が高かった。また、歯科医療費や労働損失も挙げられていた。

6. THP 指針の普及を進めていくために、今後、考えている対応

1) 歯科保健部会員（図9）

「教育（講演会等）6名

事業所教育 3名

オンライン検診やハイブリッドオンライン検診 2名

支援用教材（ツール）の開発 1名

特定保健指導に標準的な問診票の歯科関連項目を活用 1名

ワクチン接種への協力1名」
健康教育（講演会等）が多く、事業所教育やWEBの活用も挙げられていた。

2) 労働衛生研究協議会員（図10）

「事業所教育（オンラインも含む）6名
健康教育（オンラインも含めた講演会等）5名

支援用教材（ツール）の開発1名
オンライン検診やハイブリッドオンライン検診1名

歯科健診の法制度化1名

事例収集1名

一般歯科健診1名

歯科特殊健診1名」

歯科保健部会と同様に従業員の健康教育や事業所教育が高かった。またWEBの活用なども挙げられていた。

D. 考察

1. 歯科保健部会員と労働衛生研究協議会員の相違

今回のアンケート調査において歯科保健部会員と労働衛生研究協議会員では、所属学会や職種に若干の相違は見られるものの、ほぼ同様であった。その中で歯科保健部会員に労働衛生コンサルタントが少なかったのは、多くの歯科保健部会員が歯科診療所、大学、公的機関に所属していて、診療などが中心で必ずしも企業における歯科口腔保健活動に従事しているとは限らないことや、労働衛生研究協議会は基本、労働衛生コンサルタントを取得した歯科医師が入会する団体であるためと考えられた。このことが、労働衛生研究協議会員が歯科特殊健診など法律と関係している事項を多く挙げていることに繋がると考えられた。

なお、所属学会に関して回答した歯科保

健部会員数より産業衛生学会員数が、また労働衛生研究協議会員数より労働衛生研究協議会数が若干少なかった理由としては、今回は郵送アンケート調査であったため、記入漏れなどが原因と考えられた。

2. 企業にアプローチする上での困難な面について

両会員とも従業員の口腔内や全身の健康の保持増進および労働損失や医療費の減少などができるというメリットを考えていた。しかしながら一般歯科健診を行う法的な義務が無いため、歯科口腔保健指導も含め、自分の健康（特に口腔内にも）に関心がある者は定期的に受診するが、受診しない無関心層へのアプローチが難しいという意見が多くみられた。これは個人だけでなく各事業所や健康保険組合の意識も同様であると考えている者が多った。生活習慣および生活習慣病の改善については、特定保健指導などメタボリック症候群への保健指導が毎年のように繰り返し行われている。しかしながら、同じ生活習慣が大きく影響する歯周病などの歯科疾患への口腔保健指導は法律の縛りが無いためにおろそかになってしまっているのは、同じ保健指導として明らかに不均衡であり、同様の対策をとる必要があると考えられる。そのため、歯科口腔保健活動を行っていく上で、将来的には一般歯科健診の義務化など法律の整備の必要性が示唆された。

3. 現状で行える事項

歯科口腔保健に関する法律の整備が十分とは言えない現状で、事業所が歯科口腔保健活動を積極的に行っていくには活動を行うことによって、企業や従業員にどのようなメリットがあるかを示す必要がある。最

終的には医療費の削減についてもその1つであるが、歯科医療費はそれぞれの単価が低く、単純に集計すると、その重要性が低く見積もられがちであるため、医科も含めた医療費の削減が重要な評価指標となる。しかしながら本指標の評価には時間がかかるため、まずは事業所、健康保険組合および産業保健スタッフがすぐに分かるような指標を提示することによって、事業所などが歯科口腔保健活動を積極的に導入する可能性が高くなると考えられる。その中で、歯科医院の受診率や歯科健診の参加率を見ることを多くの回答者は挙げており、実際施行可能であろう。また労働損失の評価も重要であるが、有給休暇が取りにくい場合も多いため、歯科口腔保健の評価にプレゼンティーズムを用いることを検討することも有用であると考えられた。

4. THP 指針普及を進めていくため、今後考えていること

従業員の健康教育だけでなく、歯科口腔保健活動を行っていく上で事業所への教育も必要であるとの意見も認められた。従業員の教育を行う必要性をまず事業所に理解してもらうことが、歯科口腔保健活動を行っていく上での大前提となるための意見と考えられる。また現在オンラインの活用が急速に進歩してきているため、WEBによる口腔保健活動を考えている者も複数みられた。本法は時間や場所を取られないため、今後積極的に使っていくことが可能なツールであると考えられた。

E. 結論

職場での歯科口腔保健サービスを推進する上での課題を整理し、今後の活用に資する方法の確立を図ることの前提として、日

本産業衛生学会歯科保健部会および日本労働衛生研究協議会に所属する会員にアンケート調査を行った。

その結果、事業所で行っている活動としては、歯科健診、講演・セミナーや歯科特殊健診が多く、それによって従業員のヘルスリテラシーが向上して口腔のみならず、全身の健康状態を良好に保つことができ、医療費や労働損失の軽減にも貢献できると考えていた。この中で、今回自由記載とした推進事例については、内容をより深く聴取した方がよいものもあり、産業保健で活用できるように詳細を明らかにする必要があると考えられた。

また歯科特殊健診などの実施を除き、歯科口腔保健活動は法律上の義務がないため、口腔に無関心な、あるいは関心はあるがまだ実行できていない従業員にどうアプローチしていけば良いかという課題が考えられた。その中ではじめに行うこととして、歯科口腔保健活動を行うことで歯科医院への受診率や歯科健診の参加率の改善が図れることやプレゼンティーズムなどを評価指標として用いることを事業所・健康保険組合や産業保健スタッフに理解してもらうことが大切である。そのためには、歯科保健部会員や労働衛生研究協議会員が事業所・健康保険組合や産業保健スタッフへ歯科口腔保健活動を行うことでの従業員のみならず、事業所へのメリットも積極的に伝えていく必要があると示唆された。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3.その他

なし

資料

(表 1) 事業所の歯科口腔保健に関する事例収集のための事前質問紙調査

1. 1) 下記の所属する学会等にをお願いします。(複数回答可)

- 日本産業衛生学会 産業歯科保健部会 日本労働衛生研究協議会
 その他 ()

2) お差支えない場合、現在のご職業について当てはまるものをご記入ください。(複数記入可)

- 1) 歯科診療所の院長 () 2) 歯科診療所に勤務(事業所以外)
 3) 事業所の勤務者(健康保険組合の所属を含む) 4) 労働衛生コンサルタント
 5) 大学、公的機関の勤務者(研究者を含む) 6) その他の病院勤務者(歯科口腔外科等)
 7) その他 ()

2. 2018年4月から2021年3月までの間、事業所での歯・口の健康保持に関するサービス(活動)(歯科健診、歯科口腔保健指導等)に従事されていますか。その場合、主な従事内容の記載をお願いします。

従事している ()

従事していない

3. 事業所での歯科口腔保健サービス(活動)に関する事例集作成にあたり、紹介できる事例をご存知ですか。

知っている ()

知らない

4. いままで行なった事業所の歯・口の健康保持に関するサービス(活動)について、事業実施によるメリット及び今後、改善すべき点があれば、記載をお願いします。

()

5. 事業所での歯・口の健康保持に関するサービス(活動)を、普及定着させていく上で、どのような評価指標が適していると思いますか。

()

記載例：歯科受診率、う蝕歯処置率、歯科健診の参加率、保健行動向上、欠勤時間数減少

6. THP 指針(=厚生労働省「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」)の大幅な見直しが行われましたが、事業所での歯・口の健康保持に関する事業(活動)について、普及を進めていくために、今後、考えている対応が何かありますか。ある場合は記載をお願いします。

1) ある(予定を含む)

()

2) 特にない

図1 産業歯科保健部会員が所属している主な学会等

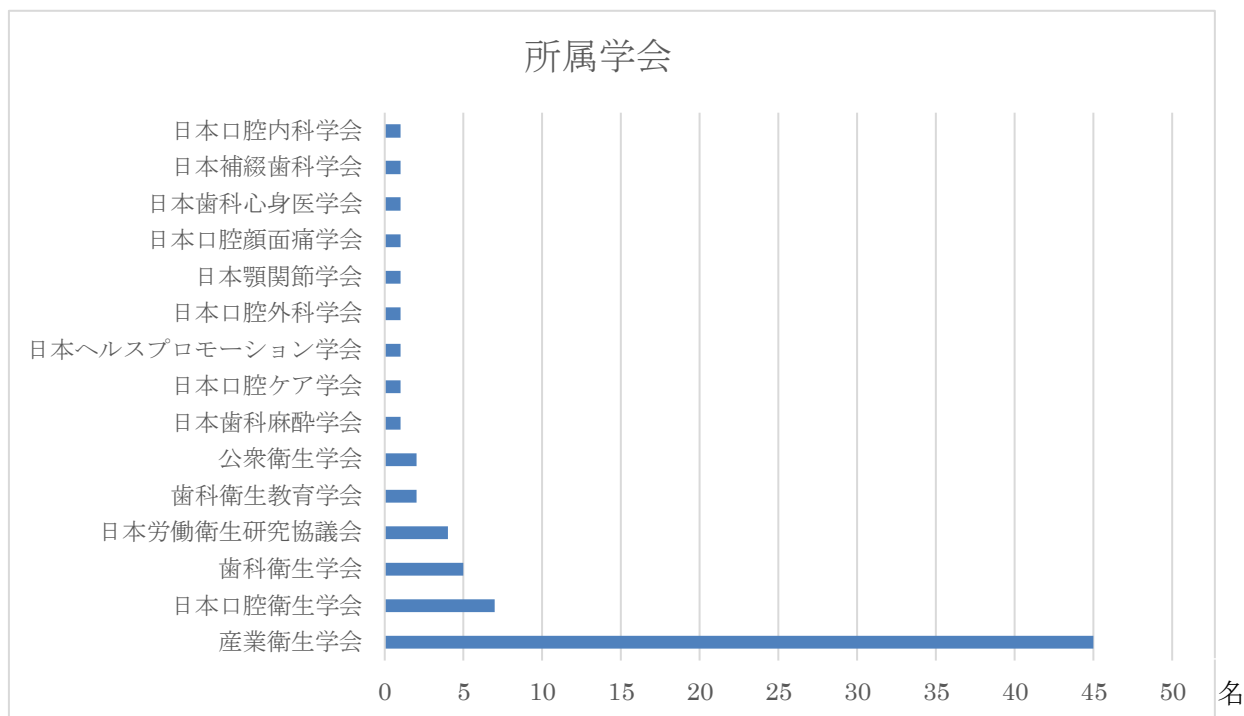


図2 労働衛生協議会会員が所属している主な学会等

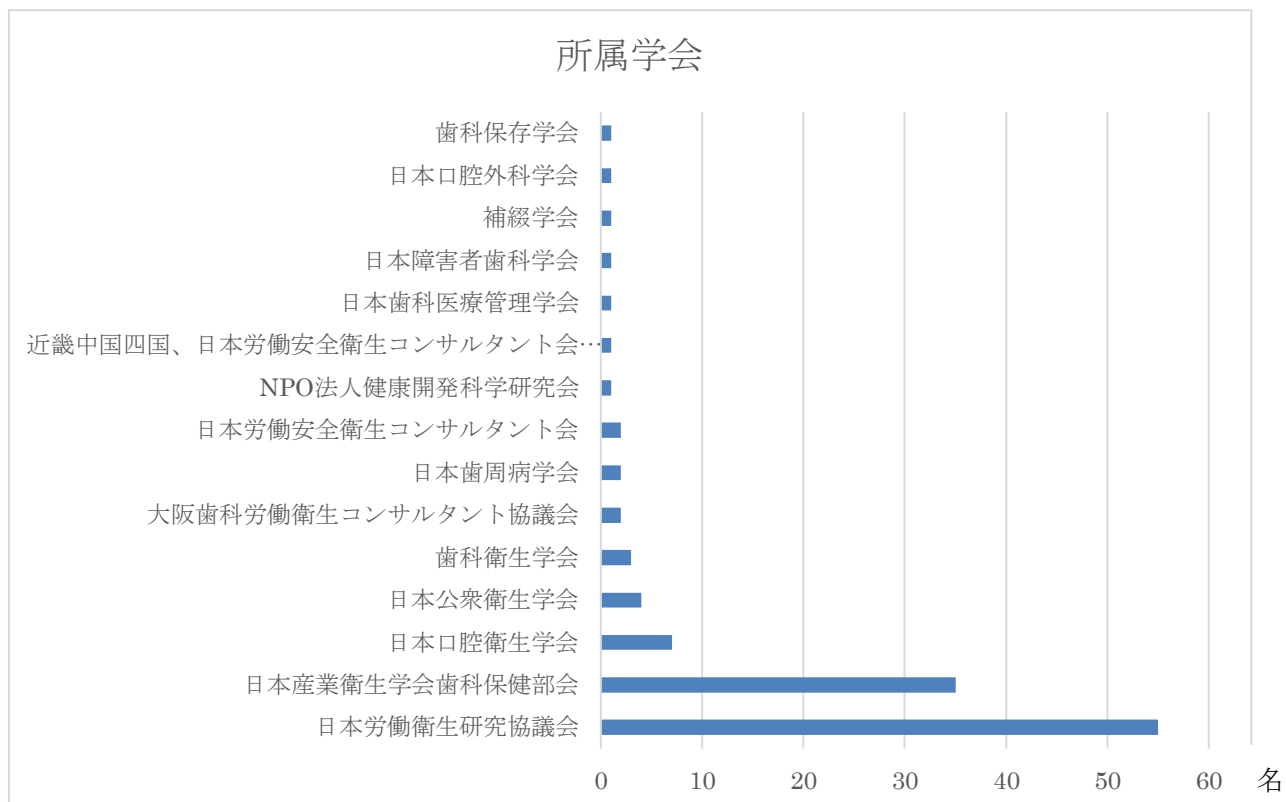


図3：歯科保健部会員の主な職種

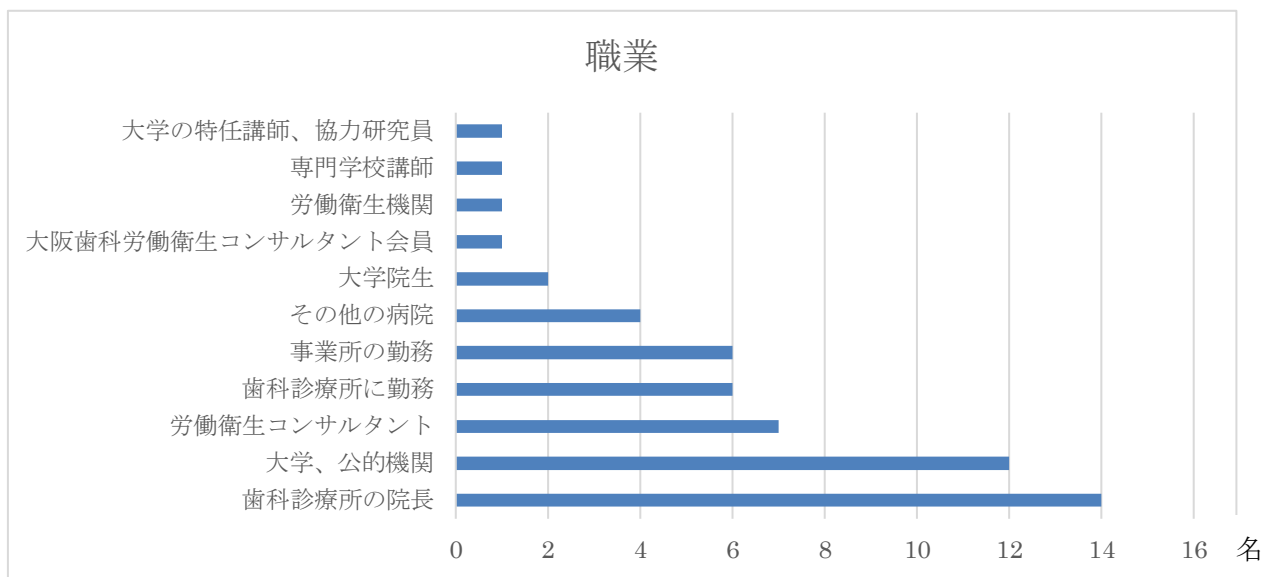


図4 労働衛生協議会員の主な職種

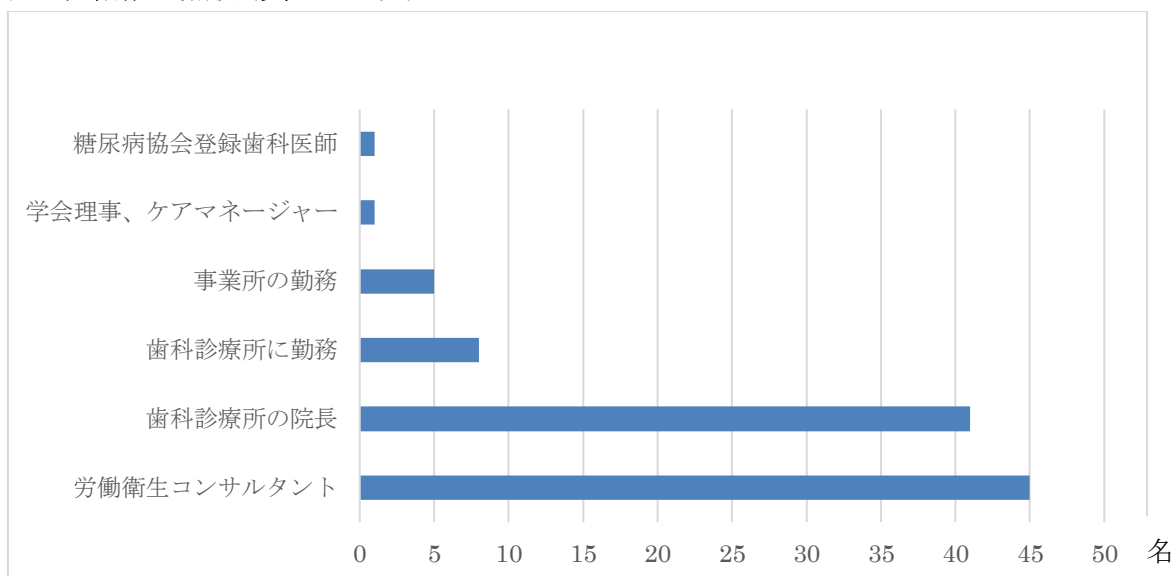


図5 事業所での歯・口の健康保持に関するサービス(歯科健診、歯科口腔保健指導等)：歯科保健部会員

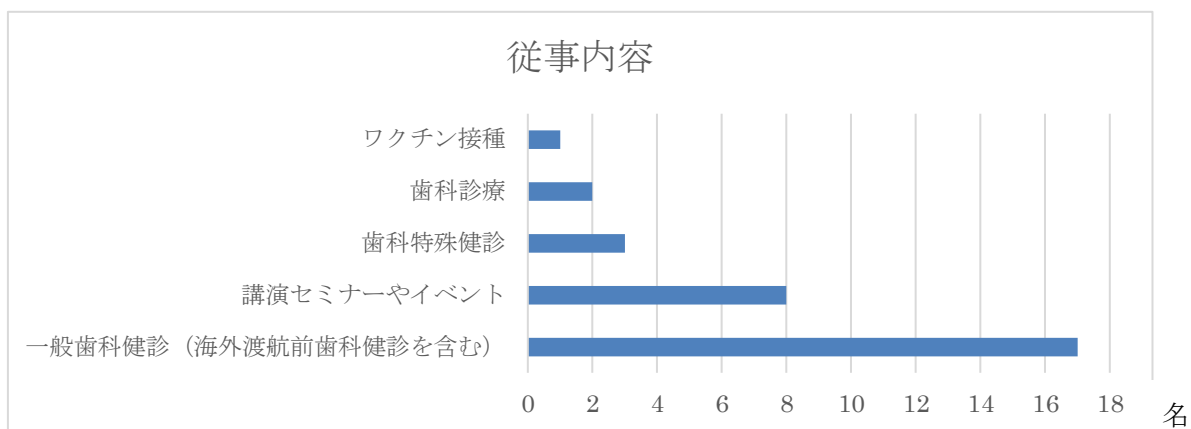


図6 事業所での歯・口の健康保持に関するサービス(歯科健診、歯科口腔保健指導等)：労働衛生研究協議会員

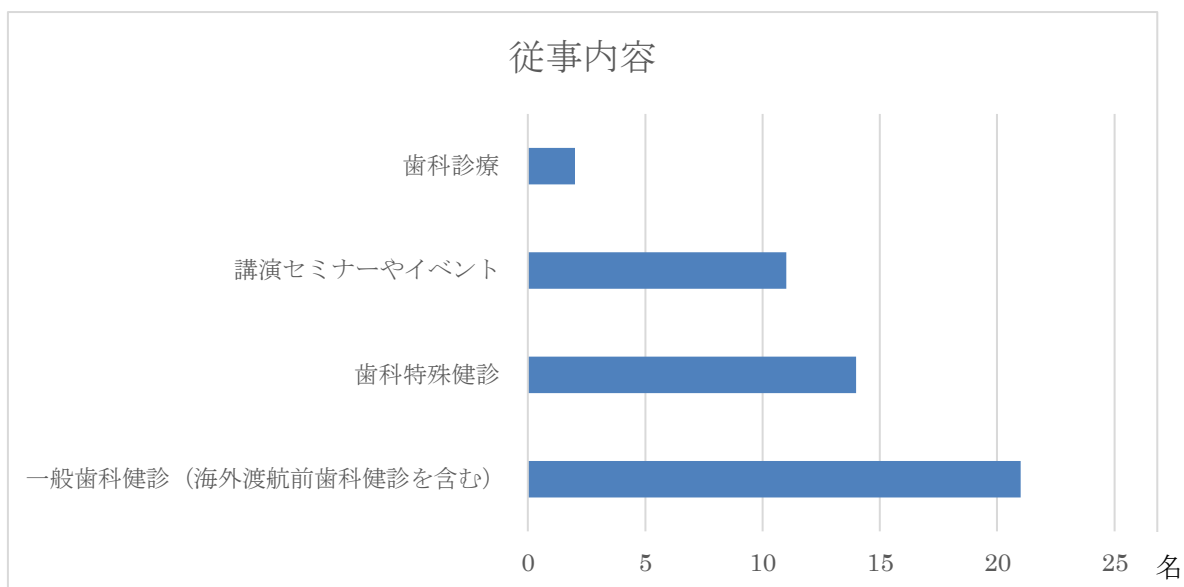


図7 評価の指標：歯科保健部会員

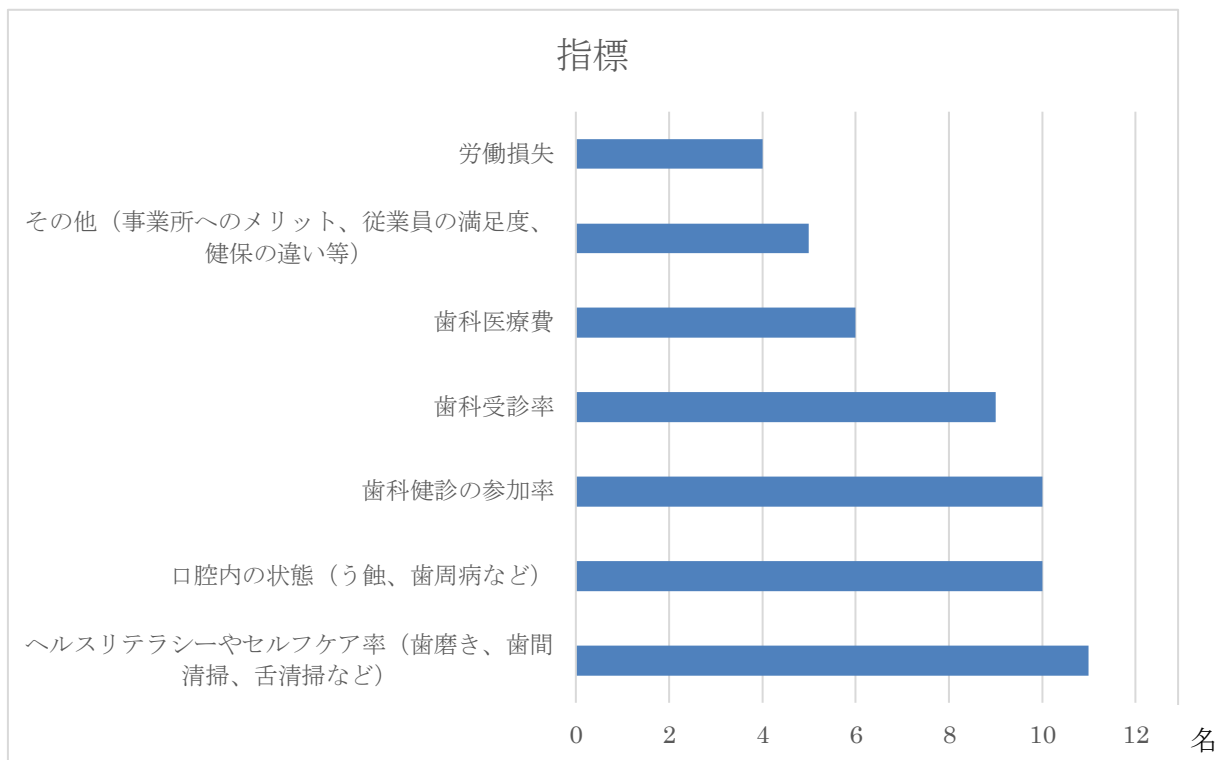


図8 評価の指標：労働衛生研究協議会員

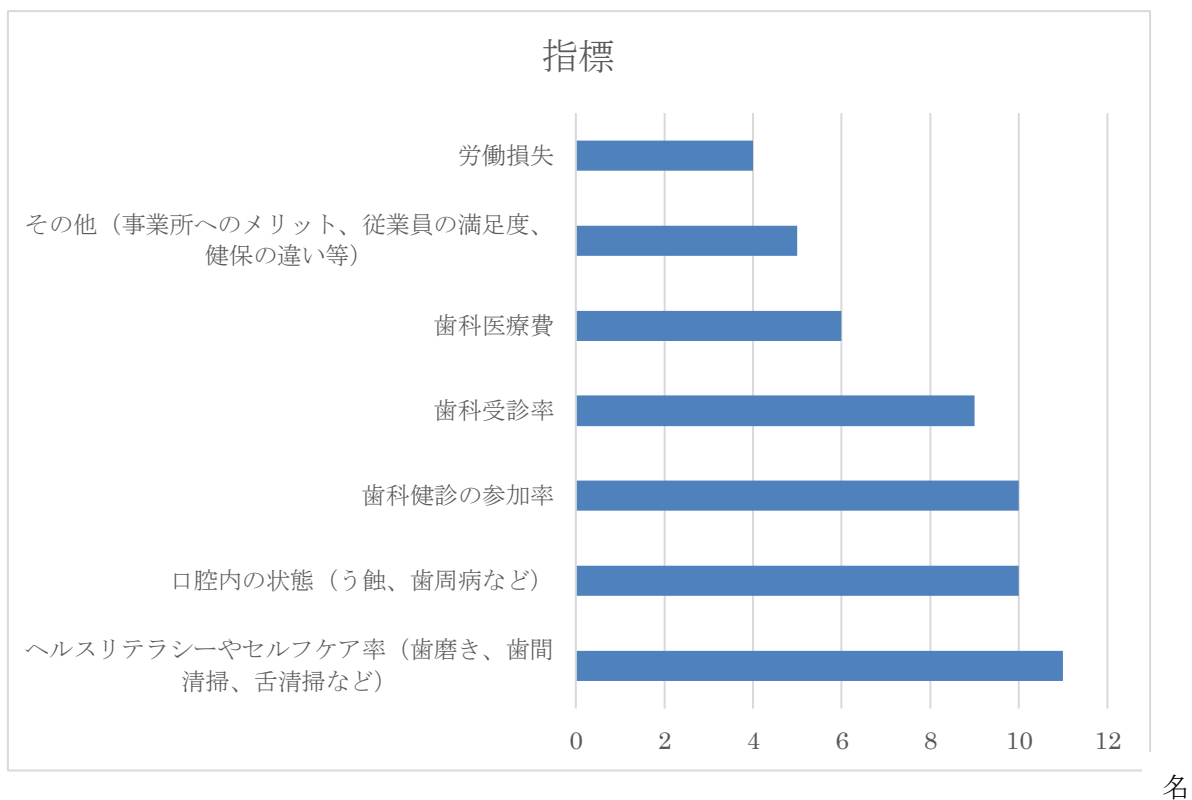


図9 考えている対応：歯科保健部会

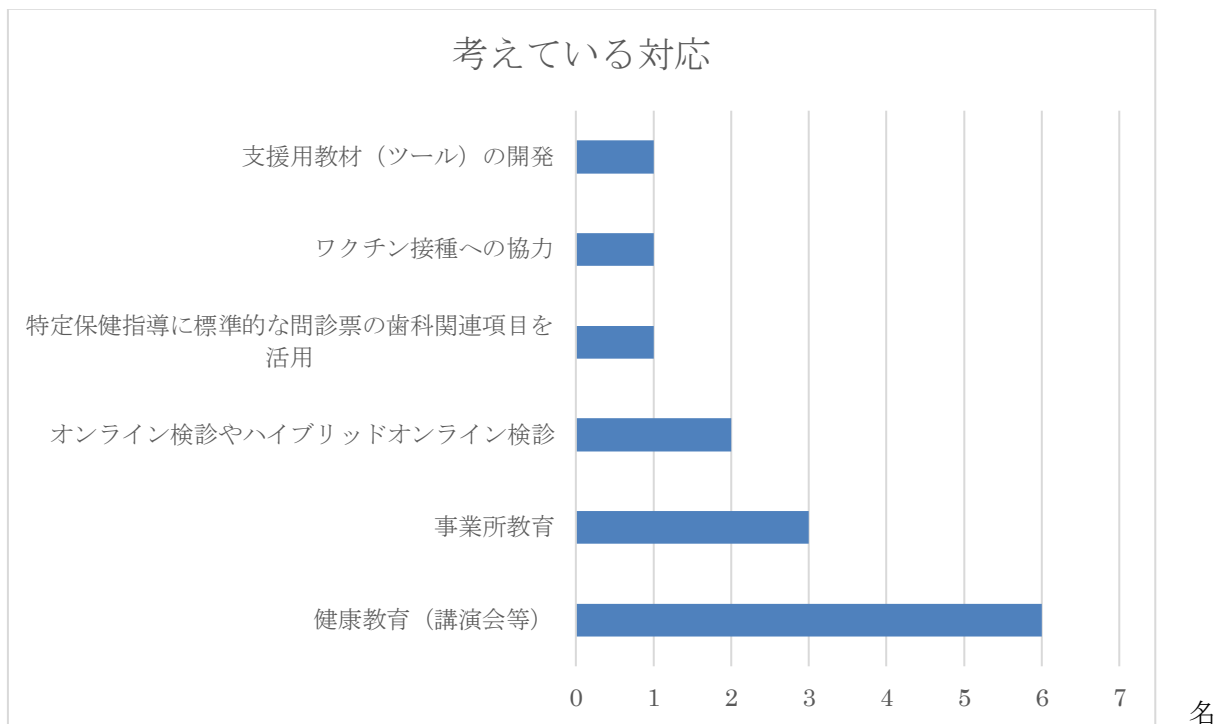


図10 考えている対応：労働衛生研究協議会員

